

厚生常任委員会

平成15年2月19日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川 宜志子 ○西谷 剛周 中西 和夫
喜多 郁子 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	野崎 一也
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
同 係 長	中原 潤		
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐	西川 肇
同課長補佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 係 長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
はじめに、町長のご挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、西谷委員、中西委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
はじめに、継続審査案件であります（仮称）総合福社会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 前回ご報告させていただきました以後、進展等についてはございませんが、前回お示しさせていただきました候補地⑥と⑨の位置につきまして総合福社会館の整備に向け、本年度中に地元自治会とご相談申し上げながら、また地元の意向等も踏まえ、どの位置に決定をするか検討いたしてまいりたいと考えております。15年度には用地取得に向けて進めてまいりたいと思っております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員 場所については以前この辺でという報告があったのですが、具体的にその箇所を決めて地元交渉に入られているのかどうか。

福祉課長 今現在地元交渉には入っておりません。14年度中に自治会の会長さんに候補地の位置の確定についてご相談申し上げていきたい。15年度に入りまして、地元の意向等もいただく中で用地取得について説明会等も順次進めていかなければならないと考えております。

西谷委員　なぜ聞かせてもらったかという、町が予定の候補されたあたりから、不動産業者が土地を売らないかという形で動いていると聞くものですから、既に決まっているのかなという思いがあったので聞かせてもらいました。ただ聞く中では事実あの周辺で土地が4反も5反もあって土地を売りたいという人がおられる。ですから具体的に場所がどうなっているかということをお聞かせしてもらいました。

委員長　これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。
次に、3月議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。
はじめに、(1)斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

住民課長　(資料1により説明)

委員長　説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木田委員　カード交付手数料1件につき500円となっていますが、住民票をもらう時にこのカードなかったら行けないということですか、手書きでも今までどおり交付してもらえるのかどうか。

住民課長　この8月25日から第2次作動で住民基本台帳カードを発行するのですが、これは希望者のみで発行することになります。ですから町内で取る場合は従来と変わりませんが、広域交付で他町村で取る場合は住民基本台帳カード若しくは本人であるということが解るものということで、現在運転免許証でもそれが取れることになっております。

議 長 これは新しく手数料として新設されたと理解してよろしいですか。それについて1件500円もらうんだと、今までだったら住民基本台帳カードの交付はどういう形で交付されていたのか。

住民課長 この住民基本台帳カードは新たに8月25日に発行する分でございます。

委員長 以前にパゴちゃんカードを持っていた方、重複してカードを使うような形にならないようにするというふうなことを言っていたかと思いますが、ここできちんと確認させていただきたいのですが、パゴちゃんカードを持っていた方がこの住民基本台帳カードの方を希望された場合、その時の手続きの仕方、カードはどうなるのか、そして手数料はそのまま500円をいただくのか、その所確認しておきたいと思います。

住民課長 委員長がおっしゃるように、パゴちゃんカードを発行しております。新たに住民基本台帳カードを発行することになるのですが、その際1枚にしていこうという検討もさせていただいたのですが、実際住民基本台帳カードを取られる方がどれだけおられるか、今の状況であれば広域交付ということであっても、別に住基カードがなくても運転免許証でいけると、転入転出の特例の時にまた自分の身分を証明するときに住基カードが使用できると思うのですが、その分もそう頻繁に転入転出届けをする人はおられないだろうということで、今どれだけの方がこの住基カードを購入されるかということがまだまだ予測できかねるところでございますので、その分のパゴちゃんカードをまた1枚にしていこうということになりましたら、条例改正等も、またパゴちゃんカードの発行機を利用することになりますので、そういう意味で一応今はパゴちゃんカードはパゴちゃんカード、住民基本台帳カードは住民基本台帳カードということで現在検討しているところです。

委員長 前に二重になることについて委員会で言ったときに、1枚にしていく方法で考えるという説明を受けていたものですから、今の課長の説明であれば2枚持つていただくことになるというふうになるわけですね。それでパゴちゃんカードにリンクさせるということを答弁いただいていたように思うし、1枚になると思っていたのですが、今の話ではそうではないと、当面利用の状況を見る中で検討していくということですが、2枚発行しておいて利用が多かったら、パゴちゃんカードにリンクさせて1枚になるという可能性もあると考えていいのか。全く別々にいくんだというふうに考えておられるのか。検討中という言葉が使われましたが、いろいろコストの面とかを考えて予算の関係とか見ていく中で、その辺の方針は出ているのではないかと思うのですが、そういうことならそういう方向をはっきり打ち出してもらったらいと思う。あるいは検討して利用が多いから1枚にするんだとか、今年8月からスタートする分については方針がきちんと立っていないということについては、その方が私は疑問に感じるのもう一度説明をお願いしたいと思う。

住民課長 近隣等の状況も確認しておりますけれども、今の状況を見ますと、住基カードの4情報、そして住民基本台帳コードのみを発行するというので、他市町村との状況も考えて2枚発行していこうということで進めております。

委員長 そしたら住民基本台帳カードは今の自動交付機には使えないというふうになるのか、再度確認しておきたいと思います。

住民課長 今の状態であれば使えません。

木田委員 新年度にこういうカードが発行されるということですが、1枚につきどれだけの経費がかかるのか。また予算としてどれくらい予定して

おられるのか。

住民課長 斑鳩町は人口3万人以下ですので、地方自治情報センターの方で委託をいたしまして作成するようにしております。作成費用は1枚につき1400円かかります。そして地方自治情報センターの方からの郵送料として290円、そして機器に関しましては5年リースを予定しております、これが65万79円となります。これがICカードの発行にかかります費用でございます。

木田委員 これは一括で発注されるのですか。

住民課長 本人が申し出していただいて窓口に来ていただきます。そして指定用紙に記入していただきまして、顔写真が載るカードと載らないカードの2とおりございますので、顔写真を希望される場合であれば、そこで写真を撮りまして、それで電子専用回線で地方自治情報センターの方に通信で送るということです。発注はその都度来られたときに1件ずつしていきます。今回予算は120件程度を見込んでおります。

木田委員 写真はどのようにされるのですか。

住民課長 写真はお持ちいただく方もおられますし、ここで撮ることもできます。どちらでもいけるようです。

木田委員 そうしたらどういう方法で写真を撮るのですか。

住民課長 デジカメがございますので、デジカメで撮りましてパソコンに入れまして、そこからデータを読み取ります。

住民生活 今15年度で交付させていただくと予想しておりますのが、290
部長 00人の1%ということで290名の方のカードの発行を想定して予

算を見込んでおります。

委員長 次に、（２）斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長 （資料２により説明）

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（３）斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （資料３により説明）

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

西谷委員 介護保険料については斑鳩町は奈良県内で高い方でスタートしたと思いますが、実際こういうことで斑鳩町が据え置くとなったときに、奈良県下の他町村の保険料の動向が分かれば教えていただきたい。

福祉課長 各町の介護保険料でございます。現時点ですけれども、先般広域７町によります介護保険事務担当者の会議がございました。そこでお聞きする中では、平群町３，０５５円、三郷町３，０００円、安堵町３，４３４円、河合町３，６８６円、上牧町３，３００円、王寺町３，０８０円ということです。

議 長 新旧対照表ということで、付則の2条から5条を削除ということですが、新の方に削除というのを入れた方が分かりやすいのではないかと思いますのですがどうなんですか。

福祉課長 新旧対照表の中に削除という言葉を入れますと、条文に削除という言葉が残ってきます。

議 長 削除という言葉が残るのはおかしいと思う。もっとわかりやすいようにしてほしい。

委員長 暫時休憩します。（午前9時30分）

委員長 再開いたします。（午前9時31分）

住民生活 例規集に掲載していく形でお示しさせていただいておりますが、委員会等にご説明申し上げるということの中で、より分かりやすくというご指摘をいただいておりますので、以後につきまして今ご指摘をいただいているような形で、例規集とは別の資料という形でのお考えをいただく中で削除する分については、削除という形で記載をさせていただくということでご理解いただけたらと思います。

委員長 次に、（4）平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 課長 （資料4により説明）

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(5)平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 (資料5により説明)

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上これら予定議案については、3月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきたいと思います。

次に、各課報告事項として、(1)平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち、当委員会に属するものについての説明を求めます。

環境対策
課長 (資料6により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2)斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

健康推進課長 介護保険第2号被保険者にかかります介護納付金の予定限度額につきまして、今国会の方で審議されております。現在限度額7万円を8万円にするという案を提出されておりますが、国会の動向を見ながら町議会の会期中に決定されるのか、若しくは閉会后になるのかということもありますので、動向見ながら追加案件で提案させていただくのか、専決処分させていただくのかということで申し上げますので、その時はよろしくお願いたします。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3) ゴミ収集方法についての報告を求めます。

環境対策課長 町が行うゴミ収集の方法につきましては、不燃ゴミ、資源物は各自自治会設置の集積所にて収集、粗大ゴミにつきましてはリクエスト方式により軒先収集を実施しております。また可燃ゴミは戸別収集と集積所に出す収集により実施しております。この可燃ゴミの収集につきましては以前よりゴミ収集の効率化・迅速化を図るため、ゴミステーションの整備を検討してきたところでございますが、可燃ゴミの集積所の設置につきましては、臭いや衛生的な面で自治会内での協力が難しく進んでおられない現状でございました。

こうした中、1月14日付け新聞により大阪府警が、また今日2月19日付で奈良県警が家庭ゴミ収集車の後部の乗車ステップに清掃員が乗ったまま運行するのは重大な事故につながる危険な違法作業と道路交通法違反の疑いがあるとして、改善指導を行ったことが分かりました。当町においても収集作業の効率を高め、収集時間の短縮を図ることから収集作業員が移動距離の短い場所にいちいち乗り降りする必要がない。ステップ乗車による収集を実施しておりましたので、この1月17日よりゴミ収集からステップ乗車しない収集を行っている

ころであります。このステップ乗車しない収集によりごみ置き場からごみ置き場への移動に収集作業員が小走りで追いかけたり、助手席に乗り降りする時間が以前よりかかるため、収集時間の遅滞や野良猫またカラス等による被害の増加、衛生的な問題の発生など様々な問題発生が予測でき、その対策も個々では限界があると考えておるところでございます。

そこで、可燃ごみ収集をステーション化し、収納ボックスの整備若しくは猫・カラスよけ用のネットを配布するなどいたしまして、対策を講じると共に迅速なごみ収集の確保、ごみ収集の効率化を図ろうとするものであります。

このことにつきましては1月18日に行われました自治会連合会の新年互礼会の席上で説明させていただき、1月30日付で各自治会長へ協力要請と住民への可燃ごみ収集方法についてのお願いの回覧を出させていただいたところであります。現在各自治会におかれまして、可燃ごみのステーション化に向けた検討をしていただいております、十分な協議の結果住民の方々の了解を得られる実施開始や排出場所の決定をしていただいているところです。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員 町内を歩いていて非常に話題になるのが、今のステーションのことです。住民からするとなぜ突然こういうふうになるのかというのが1点と、余りにも一方的すぎるのではないかと。町は協力ということで回覧を回したということですが、住民側の受取方からすると、丁度今自治会長の交代の時期であって、引き渡しをしなければいけないのに困っておられて相談を受けたりとか、今までのやり方だったら音楽が鳴った時から軒先へ出しているということの中では、前日から出されないとかいろんな猫とかの対策の問題で、住民は住民なりに苦慮され、あるいは配慮されているなかでは、私は最終的に町がステーション化するということについては、効率化から言ってやむを得ないと思うの

ですが、その中でもどうしてもそれができないような地域とか、あるいは家庭があると思う。老人所帯であったりとか。その中では私は4月1日から協力します実施しますということよりは、少なくともこういう問題を長期間かけて住民に問題提起しながら住民とともに考えてもらうようなそういう打ち出しが必要ではないかと思うのです。事実ステップ乗車がいかんということで指摘を受けたということは解るのですが、でも元々ステップを付けること自身が車両から言ったら改造ということになるのではないか。その時点で少なくとも町としては法律に抵触するかもしれないということは解っていないながらそういうことをされていたのではないかと私は思うのです。その辺の認識はどのようなのですか。住民への周知というのは、あれが全てではなくてこれからまだ地域に入ってそういう住民の声を聞きながら検討する余地があるのかどうかお聞きしておきたい。

町 長 当然改造するという事は道路交通法上から言ったら違法であるだろうと思っています。しかしそういう中では利便性とかそういうことも踏まえた中でやってきたことは事実でありますし、やっぱりそういう大阪府警、奈良県警の方から問い合わせがある中では当然安全を確保するという事については守っていかなければならないと考えます。やっぱり町としても反省をしながらそういう対応していきたい。ごみの関係等については、この間奈良新聞にも出ておりましたけれど、やっぱり周知期間だろうと思います。1月の新年互礼会の時にお願い申し上げて、特に各自治会からはそういうご意見が出てきていることは事実です。やっぱり何らかしていこうという対策等について自治会の人も考えています。先だってもこういうご意見があって、やっぱりステーションがいいかなということはほぼ決まっています。ただその場所をどこにするかということについて、いろいろと問題があると思います。当然町は4月1日と考えて自治連合会の時に申し上げたのですが、それがいろんな関係等がございますから当然町も説明に行く、あるいは自治会としてもそういう場所的なステーションの関係について

て物色していただく、あるいはそういう話し合いをしていただくきっかけ等時間がかかると思います。当然そういうことについて住民の方々がそういうご理解をいただく中で、町としても安全を確保しながら収集できる体制づくりをしていかなければならないと思っております。ただ委員おっしゃるような中には自治会に入っておられない所もございますし、またそういう方々、あるいは高齢者の関係等がございます。環境推進委員もございますから、いろんなことも考えながら町としても環境学習会等を取り入れながらもそういうことの呼びかけをしていくことが一番大事であると思います。少々時間がかかると思いますが、しかし自治会の考えの中では町が言うようにごみステーションにしなければならないということをご理解をいただいております。ただその場所をどうなるかということについて時間を要するのではないかと考えております。

西谷委員　　今まで住民の意見を聞く中で感じたのは、自治会で今ステーションを30軒あたりでされる。そしたら具体的に隣同士の自治会があつて、自分が隣の自治会のステーションに行った方が近いということもあり得るわけで、ステーションを今住民の視線で合理的に住民にできるだけ負担をかけないような形でステーション化していくという形になってきたら自治会単位でステーション化してもらうのがいいのか、それとも町自身が自治会を越えてそういう集積場所を検討する方が住民にとっては非常に便利やないのかなという気がするのですが、その辺はどのようにお考えですか。

環境対策課長　　今町長も申されているように場所の選定というのが一番難しい問題でございます、よく聞く話では自分のごみは前へ出しても、人のごみを自分の所へ出されたらかなわないということを聞いております。その中で今現時点におきましてはやはり自治会内ということでお願いしており、その場所等の選定に役員会を設けていただく中で、今丁度集会等役員改正が行われる中でまとめていただいております。

ことをごさいますので、まずこの自治会単位という1つの通気性を見る中で見守っていきたいと思っております。

西谷委員 少なくとも町が今やろうというステーション化については、ほとんど今の町の方針のままで4月1日実施に向けてやるという方針やということと再度確認させていただきます。

環境対策課長 言った内容はそのとおりですが、必ずしも4月1日から全員ということではございません。あくまでも民主的に自治会の方がまとめたただくようお願いしておることです。

西谷委員 それでは実際に自治会で調整がつかない分については今までどおり出きるまでは暫定的に今までのようなやり方でやるという考え方でいいのですか。

環境対策課長 現時点では万やむを得ないところではありますが、ただ町といたしましても環境問題学習会等、広報などに掲載する中でPRを徹底してまいりたいと考えております。

喜多委員 そのごみ収集に関することなのですが、1月14日付で道交法違反ではないかという指摘があった中で、斑鳩町としては1月18日に自治会の連合会の中でそういう説明をされた。それが1月31日そういうごみの出し方をしてくださいと。私は何も知らなかったのですね。それで14日収集の仕方が変わってきたと行きなり回覧板でこれからこうすると、何がなんだか分からなかったというふうに2、3人の主婦の方がおっしゃっておられましたので、やっぱり周知の方法ということについては細かい配慮がほしいなど。やっぱりどうしても町主導型になって、私たちは今までどおりの方が便利がいいんだというようなことで、確かに家の前に置くのと1箇所を集めて持っていく場所と言ったら雨の日もあれば自分の体調の悪い日もあるでしょうし、いろ

んな条件が重なり合うと不満になるのですが、ですからステーション化していくのは当然だろうというので、今まで各先進地の視察の中でもそうした対処の仕方を見せてもらった中でステーション化していくのは当然だろうと思います。ただ自治会長さんが地元に戻られて、地元で周知するときに対応というのが非常に住民から見れば乱暴に一方的に聞こえるのです。ですからもう少し経緯が丁寧にあった上で、こういう方法しかできないということでやられたらと思う。

それと合わせて、どうしてもごみ袋が弱いという指摘を再三言っておりますし、聞きます。今のごみ袋の改良の仕方ですね、丈夫で環境汚染に繋がらないようなということをもう少し考えていただけたら、ああいった苦情は聞かなくて済むのかなと思うのですが、また有料で弱いという指摘が非常に辛い立場で私たち聞かないといけないので、その辺の配慮というか、今後検討していただけないかと思うのですが。

環境対策
課長

このごみ袋の改善につきましては、業者と協議を深め委託、実験等を進める中で改良型の袋が試作品としてできました。それで去年の12月17日試作袋のアンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査モニターでございますが、環境保全推進委員全員にお願いし、回収率100%というものでございます。内容につきましては、改良型の袋と材質につきましては現行の低密度のポリエチレン100%、これを高密度のポリエチレン70%と低密度のポリエチレン30%の混合素材とし、袋の襠部分を約5cmほど広く取ったもので、厚みは0.03mmでアンケート調査を回答していただいたというところでございます。この調査の結果といたしましては現行のままの方が伸びるので袋に詰めやすいし扱いやすいという声もございましたが、大半は伸びにくく裂けにくく問題なしという回答をいただいております。15年度分の発注に際しましては、これら回答を基により品質改善に努め、住民要望に応じてまいりたいと考えております。

喜多委員

次年度から改良された分のごみ袋になっていくんですね。ですから

主婦の立場から言えば、先ほど伸びるということも課長おっしゃっていたのですが、指摘された主婦の方向何人かもやはり有料ですから、効率よく入れようとするとうとう嵩張ってきて袋が伸びてしまっていて、持っていく最中に破れるといううなことも聞きましたので、いい方法はないかと思っていたのですが、今ビニール系統のそういった袋と言えどもどうしてもそうならざるを得ない、これは余談になるのですが、私たちの委員会で視察に行きましたときに、紙袋を丈夫なもので、生ごみは新聞紙にくるんでそのまま入れてというふうにしていた地域があったと記憶しているのですが、ですから紙袋もコストの面もありますが、一度考慮されてみてそれほどコストが変わらないようであれば、紙袋ということも検討の中に入れてほしいと思います。袋についてはみなさんが納得するようなものに改良していただいて、あまりそういった不平不満が聞かないような行政運営をやっていただきたいと思う。

木田委員 幸前の自治会では2月2日に集会がありまして、その時にごみのステーション化ということで、幸前自治会としては6箇所ということでその場所も大体決まっております。その中で高安西団地に隣接したところに5、6件くらいの引っ付いているような場所があるわけです。そうしたらその場所について、できたら高安西と一緒に取ってもらえたらという話が出ておりまして、そのように幸前自治会は積極的に進めようとしておられるので、そういう方法は可能なかどうか。それと色々な網とか箱とかのごみステーションがありますが、どんなものがあるのか自治会長さん自体も把握しておられませんから、どんな大ききでどんなものがあるのかということですので、その点についてどのように考えておられるのか。

環境対策課長 一番初めに言われている自治会間の関係については可能であろうと思います。

それと、先日幸前自治会長からお電話いただきまして、役員会を2

2日夕方からするという事をお聞きいたしましたので、担当課といたしまして説明にお伺いするという約束をいたしておるところです。ステーションの内容につきましても場所的によってそれぞれ異なってくるということでございますので、それにつきましても22日に説明を申し上げたいと思っております。

木田委員　それとこのごみステーション化によって早急には全町内は行かんと思いますが、経費的にどれだけの削減につながるのか。これから財政的に厳しい中で衛生費はどんどん増えていく傾向にあるから、それを削減するためにはこのごみステーション化を進めていかなければいけないと思う。安全面についてもこのごみステーションという形が出てきたと思いますが、その前からもごみステーションの設置についてはできることからやっつけていこうということでやっつけられたと思いますが、やはり一番費用のかかる人件費の削減につながるのか、あるいはそういう自動車というものが削減できるのかどうか。経費的にどれだけの削減になるのか見込んでおられるのか。

環境対策課長　まず時間のロスですが、通常平均化しまして1時間のごみ収集をやっているのが現在のやり方であれば1時間半かかるということで、午前中収集していたものが昼からもかかるということでございます。経費面につきましてもは変わらない状況です。

木田委員　今臨時職員の方がおられると思いますが、経費的に変わらないという事はこれからもごみステーション化していても、人員経費は全く変わらないと町は把握しておられると思う。できれば経費面の削減もできるだけ努力してもらいたいと思う。それについて現在何人の体制であって、それで実働何時間という形の中で経費を削減させていかなければならないと思うが、これ以上削減できないという形であればそれで結構なんです、もう努力するのにもこれ以上できないという極限にまでになったら、職員も過労ということにもなるので、それだ

ったらもっと職員も楽になるように臨時職員であつても増やしていかなければならないと思いますが、その点どうですか。

環境対策
課長 現時点では可燃関係、パッカー車等、ロータリー車9台が動いており、現在20名体制で2人ないし3人の組でやっておりますので問題はなかろうかと思えます。ただ今の段階で臨時職員1名が入っておりますが、この件につきましては長期休暇者がございますので、その代替えということになっております。

中西委員 ステーション設置についての場所的なものですが、なかなか自治会にお願いしても場所の提供がされないと思えます。その中で適当な場所があった場合、町の方でその土地を買収してステーションを設置していく考えがあるのかお聞かせください。

環境対策
課長 土地の買収までとは考えておりません。ただ道路面とか自治会の用地等におきまして隣地周辺の地権者の方の承諾が得られ、地元の自治会長から要請のあるものにつきましてはステーション化の設置をしているというのが現状です。

中西委員 今の場合であつたら、道路に置いたりとかというような形であれば実際そのステーションができていくのかどうか疑問に思うのです。本当にステーションを作っていかなければならないということであれば、当然そういう形で道路改良などで残地などが出てきた場合、それも含めてステーションの場所に使うという方法を考えていかないと無理ではないかと思うのです。

住民生活
部長 今も各自治会で取り組んでいただいているのですが、委員もご指摘のように確かに場所の確保というのは大変難しい状況であります。取り組んでいただいている自治会の中では、今おっしゃっていただいているような所もありますし、また公共施設の空閑的なところ、そして

河川とか水路等をご利用いただく中で橋を架けるような状況で付けていただいているというような状況もありますので、それらを活用いただける場所をご検討いただくという中で自治会の方で場所の設定等もお願いできるかなと考えております。

西谷委員 確かにそういうのは解るのですが、実際にステーションをやっていくということで、町が方針を打ち出したのだったら、それくらい積極的に町が買収してすべきやないのかなと、そうすることで逆に地域の自治会で決められたステーションということで、周辺の地域からも使えるような形で使いやすくなるのではないかと思う。ですから住民の立場に立ったら戸別というのがいいというのが大半の意見なんですが、実際それを超えて町の方針としてステーション化していくという形になったら、もっと積極的に住民側に説得できるような姿勢としては用地を町が買収してでもやっていくということが、住民に説得力がある施策ではないかと思うのですが、再度お聞きしておきたいと思う。

町長 この場所の関係等については、まず自治会の中で置くところがないという中で、自治会としてはこの場所を町に買ってもらえないかという提案と、とにかく町が買ってそこへもってこいということでは難しい問題が起こると思います。以前からごみステーションの問題等については、幸進町でしたかステーションを考えていただいたら、1軒の方が上から見えるからそれを止めといてほしいということで、自治会長が何年かかかって結局はうまくいかなかったわけです。そこらの関係等について整備をする必要があると思います。当然ステーション化していくのが町の方針で積極的に進めていこうとすれば、中西委員がおっしゃっていただくような自治会の中でもそういうところが考えられるとなれば、こういう場所があるという提案があつてそしてみなさん方が一定のご理解がいただけるのであれば、そういう方法も考えていけるであろうし、ただ自治会の中ではそういう有効的な土地利用とかステーションを考えていただいている所もございまして、その

辺の所十分に自治会と共に協議しながら進めていくのが一番ベターではないかと思っています。

議 長

この件については当時から部長なり清水課長にも直接電話入れさせてもらった。というのは、議長として1月18日の互礼会に出席しています。その中で町からのお願いという形で部長からステーション化の話が出て、複数の自治会長からそれは無理だという話が出てきて、私としては、そうしてやってといくという結論で自治会長に協力要請されたとは理解していなかったのです。とても無理だと、委員さんがおっしゃるとおりです。ごみステーションというイメージすら住民の方は解らない。私も場所的ないろんな問題があるから、こういうことはこういう方向で行きたいですという提案だったのかなと理解していました。私が錦ヶ丘の自治会でそうしているときに1月の末か2月の初めに半毎にそういうステーションというのを書いておられて班長会議で決まったので、その各班によって場所を決めてそれで2月22日までに集約しろと、半毎に決めるということです。先ほど議論の中でも自治会で決めてもらったとか、それでいいんだというような、このごみの集積場所については以前からいろんな意見がされておって、今町長がおっしゃるように難しい問題だと思う。その時になぜこんなことをうちの自治会の班長会議でそういう提案がされたのかと思って考えてみたら、錦ヶ丘の会長の代理の方と話をしたら、その方も4月1日から戸別収集はしないという理解をしておられる。1月31日付のステップ乗車は廃止しましたという文書の中で最後に書かれている文が、あくまでも4月1日からステーション方式しか収集しないと読んでおられるのです。それによってこれは大変だということで自治会で急遽用意しようとして、だから地域では混乱していることを議員は聞いているのです。だから文章を誤解されているということを認識されているように思う。ものすごく混乱されているのは事実なのです。そういうことが細々と今までから議論を聞かせてもらったなら、協力してもらえらるというからこちらとしては進めてもらっていますという感じな

ので、再度4月1日から戸別収集は廃止しないのだったら廃止しないという旨を自治会に通知していただきたいと思う。そういうことについてはどう考えておられるのですか。

町 長

今議長がおっしゃっていただいていますように、1月8日の新年互礼会では一応ステップ乗車を禁止ということで明くる日からステップ乗車を止めますという話をさせていただいて、いろんなご意見が出たわけです。私はその時に概ね4月1日というもので、戸別収集はしないとは申し上げておりません。すぐにそう簡単に行くものではございませんから。あくまでもできるだけ自治会で班別にそこで働きかけるとかいろんな協議をされていくわけですから、ステーションはステーションでおっしゃいますが、駅前の所でも踏切を越えて向こうに持っていくものとこっちに持っていくものと決まっても、踏切の地蔵さんのところへ持っていけといってもなかなか持っていけない。そういうことを考えたら駅の踏切で放してしまうということも当然出てこようと思いますし、そこらは自治会で話をしていくと。今議長がおっしゃっていただくように、私は文章を見せてもらってそんなに早急にできるわけでないし、戸別収集を当面は自治会によっては続けていかなければなりませんし、できるだけそういう自治会については私の方の職員あるいはそういう者が努力して自治会長とあるいは役員さんに話をして、班別にいくのかそういう工夫をしていただくのが大事だろうと、時間的には4月1日といっても後わずかしかございませんから、当然できるだけ早い時期にそういうことをしていくことがベターであると思いますけれども、戸別収集をやらないというのは無理な話ですから当然まとまらないところは戸別収集しなければいけませんし、できるだけ4月1日を1つの基準として、できるだけ収集のしやすいような方法、そういう対策を我々もお願いしながら努力させていただきますけれども、時間的に無理なところは4月1日以降でも戸別収集はやっていかなければいけないと思っております。そういう文書等について誤解を招いたことについては深くお詫びを申し上げて、当然そういう

ことについて我々は清掃の現場の職員の負担のかからない職場環境のことを考えながら努力してまいりたいと考えております。

議 長

その誤解されているという事実が個々にあるのです。互礼会の時でも私は別にできないところはかまわないと思っていた。だけど何とかステーション方式にしていこうというその構えが理想ですが、生ごみについては収集されているときに私ら通りかけてもステーションのところで道は狭いですから、ステーションのところで全部積まれるまで待っているという時間と少しでも動いてもらえたら心理的にもあの路地まで行ったらいいんだという気持ちもあるし、あの文章については早速あの時もお出ししてくれと言ったのです。自治会で協力してもらえるところがあればそれでよろしいですと言ってもらっているけれど、私も必ず戸別収集をしてもらえるようにと、そしたら自治会長が4月1日から戸別収集されないのだったら責任を持つのかとそこまで言われたのです。だからあの文章についてももう少し丁寧な説明で書いてほしかったし、互礼会のお願いを受けてこの文書を出されたと、私にとったらこの説明不足を補うために出したのではなく、説明不足で混乱招くのに余分に1枚出されたと思って、しかもこの委員会で1つも説明がなかった。これについてはいろいろ委員会で紛糾するだろうということで見守ってきたのだけれど。それと今日の議論の中で全部自治会に任せておられるということだけれど、これは行政としてもう少し地元に入ってもらって、ごみステーションの場所の買収の問題とか、もう少し関与してもらいたい。そういうことが不足しているということを目指しておきます。

町 長

我々の方は自治会に任すということではなしに当然我々は自ら足を運んでやってきたわけですから、自らアクションを起こしてやっていくことが大事であると思います。ご心配していただく点は理解しているわけですから、自治会の皆様方のご協力について、我々行政として方向付けが定まれば自治会に入っていってそういうご理解を得る努力

をしていきたい。我々としてはそういう点については反省しながら今後議会共々十二分に協議しながらやってまいりたいと思っています。

議長　そしたら担当の方に聞きたいのですが、どれくらいの自治会から収集方法の変更についての通知を出されて問い合わせがあったのか、数字だけで内容は結構です。

環境対策課長　電話等の説明が十数件ございます。その中で5件については場所が既に決定したので早期に収集可能というご返事をいただいています。

議長　十数件の数は解らないのですか。

環境対策課長　確認して報告いたします。

議長　だから周知の仕方というか、それだけの電話があったということはそれだけの関心があって苦慮されているのです。あの文書はやっぱりしますという通知にしか過ぎないのです。その点何とかして是正というか、通知を出してもらいたいと思う。今自治会でそれだけいろんなことが議論されているということは一方的なやり方だということで行政に対しての不満を言っておられると思いますので十分気を付けてもらいたいと思います。

委員長　この件については、当委員会の委員さんまた議長からも全員からこういったいろいろなご意見が出ていると、このことについては如何に斑鳩町の中で町民のみなさんからそれぞれが意見を聞かれているかということ行政は重く受け止めていただきたいと思います。私も今議長がおっしゃっていたように行政側の姿勢が自治会任せという風潮が非常に強く感じられるのです。このステップ乗車が危険であると、そしてステーション化と、この方針はいいと思うのです。今までも世界

文化遺産のある町だと、建物を建てる場合に景観景観と言っている割にごみの出し方についてなかなか整理されていないと、ごみ有料化に伴って環境問題学習会をする中で、町はもっと積極的に本来ステーション化についても各自治会に入っていかれたときに相談すべきではなかったのではないかと考えているくらいでしたので、方針についてはいいと思うのです。けれども町が出した方針について自治会に頭から自治会に任せてやるというやり方にとられている今の現状、そして回覧が回ったことによって町民が頭ごなしに言われているみたいな印象を受けているということについては、町長も先ほど答弁していただきましたので、これは町長以下他の職員さんについてもそういう受け止めがあるということを役場全体で感じ取っていただいた上で、各地域の方で行政が汗をかいてこの方針に基づいてやっていくんだと、斑鳩町のごみ行政には非常に力を入れてやっているんだというところを行政側の姿勢として是非とも見せていただきたいと想っているところです。町民に不満ばかり言われているような状況のまま放っておくことのないように強く要請をしておきたいと想います。

それとこのステーション化について、私は担当の方をお願いしたいのですが、もう少し計画的な実効性のあるステーション化に向けた担当の構えが必要ではないかと思う。今斑鳩町全体の中で可燃ごみの収集がどうなっているか、1軒ずつ家の前に置かれているのはどの地域か、どれくらいの地域でここに集めて置かれているか、斑鳩町全体の収集マップのようなものをきちんと担当課で持っていて、重点地域ともちゃんと意識してこの地域はここで何とか努力して早く改善しないとあかんとか、そんな考え方を持ってこのステーション化の制度を言っているのかどうか、私はそこも疑問なのです。だからそういう実態の把握もした上で担当としてはどの地域が早急に対応しなければならないとか問題意識を持った上で対応していただきたいと想っておりますし、もちろん自治会任せでは困ると、行政が汗をかいてやってもらわないと困ると想っています。その収集マップの考え方について担当の方の考え方を聞きたいと想います。

環境対策課長 今言われていることにつきましては、あくまでも自治会任せてというものではございません。地元の協力なくしてはできないものと感じております。町は率先してこのごみ問題につきましては取り組んでまいりたいと考えております。

それと前後いたしました、先ほど議長が申されていた件数ですが、電話で6件、窓口対応15件、計21件ということでございます。

委員長 この件につきましては、議長も含めて全委員いろんな意見が出たということを強く受け止めていただきたいということを締めくくりとさせていただきます。

暫時休憩します。（午前10時36分）

委員長 再開いたします。（午前10時50分）

次に、（4）「介護保険事業計画・老人保健福祉計画」の策定状況についての報告を求めます。

福祉課長 （資料7により説明）

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 15年から19年までの推移が出されておりますが、この人口の推移は19年度までどれくらいを予想しているか。

福祉課長 平成15年度では29,283人で、平成19年度におきましては29,235人ということでございます。

木田委員 級地区分の特別区、特甲地、甲地、乙地、その他となっているのはどういう分類の仕方ですか。

植村福祉課長補佐 この資料は国のワークシートをプリントアウトさせてもらったものを使っておりますので、サービス見込み量とは関係ございません。級地区分の5と言いますのは、介護保険の介護報酬の単価に対しまして通常は10円をかけるのですが、大阪市のような大都市は10円以上をかけるということで、その地域格差を付ける区分であります。1の特別区になるほど大都市であって物価が高いということでありまして、金額にすると高くなるということです。奈良県の場合には4番の乙地というのが奈良市、郡山市、生駒市の3市でございます。ここの部分に存在する事業者のサービスを使いますと、介護報酬の単価に10円をかけるのでなくて、10.幾らという形で若干金額が高くなるということでございます。その3市以外の市町村はその他の5ということで単価に10円をかけるということです。

喜多委員 平成19年度の高齢化率は何%になりますか。

福祉課長 高齢化率は20.56%です。

喜多委員 保険料については据え置きということで現行の3,084円のままていくのですが、これは出していただきたいのですが、サービスの内容の中でディサービスを受けておられる方がたくさんおられると思うのですが、斑鳩町の慈母園のディサービスは定員数は幾らあるのかということで、それでもう少し取ってほしいという苦情を聞きましたので、ディサービスとして一番近い慈母園でもっとたくさん取ってほしいということなのですが、定数が何名おられるかお聞かせください。

福祉課長 ディサービスの第2慈母園では定員10名おられます。キャパにつきましては30名が収容可能であります。増やしてほしいという要望につきましてはそういう要請につきましてはお願いもしていきたいと思っております。

喜多委員 やはりたくさん受けられる状況になるように努力していただきたい
と思います。

委員長 介護保険事業計画を策定していただく中で基本的なことなのですが、斑鳩町の1号被保険者第5段階までに分けられると思うのですが、この階層区分の中で第5段階にわたるところで、これまでの収入の基準250万円というものが200万円に改正されていると思うのです。ここにつきましては基準額は据え置きになっているものの、実質的に所得の基準が変わったことによって保険料が増額になる方がいらっしゃると思う。そこのところどの程度いらっしゃるのかどうか、確認をさせていただきたいと思う。

福祉課長 第4段階と第5段階の基準所得額は規則の改正によりまして現行250万から200万に下がるということで、5段階に移行される方が何名おられるかということではありますが、14年4月1日現在では244名でございます。

委員長 結構たくさんいらっしゃるんですね。結局据え置かせていただいているのですが、保険料が増えるという方がこれだけいらっしゃるということも我々きちんとこの辺は押さえておかなければあかんのかなと感じているところなのです。それとこれまで利用料の軽減がなされてきていると思うのですが、これについても事業計画の見直しの中では利用料の軽減についても変更されていくというふうに思っているのですが、この辺の考え方お聞かせいただいたらと思っているのですが。

植村福祉課長補佐 現行の利用料の軽減につきましては、法律に基づいたもの、あるいは国から示された要綱に基づいて市町村が行っているもの、さらにホームヘルパーの減免につきましては町単独で実施しているものがございます。その中で当然法令に基づくものがそのままでございますけれ

ども、国の要綱に基づいて行っているものにつきましては、当然その財源が国からの補助金を受けての話でございますので、基本的には国の要綱どおり行っていきたいと考えております。それに伴って町単独で軽減させていただいている分も本来は国の要綱で対象外とされた方との不公平をなくすという観点から町単で実施させていただいたものでありますので、もし国の要綱が変わるとすればそれに倣う形で変更していきたいと考えておきます。

委員長 次に、（５）「健康いかるが２１」の策定状況についての報告を求めます。

健康推進課長 ２１世紀を健やかで心豊かに生活できる活力ある社会にするために、壮年期概ね４０才から６４才の死亡の減少や健康維持、将来寝たきりの状態にならないような充実した生活ができる機会の演習とかを目標としたテキストといたしました健康いかるが２１でございますけれども、それらにつきまして、食生活推進協議会や栄養士会また健康に関します出前講座の要望が多い自治会や婦人会、そして自治会連合会や体育協会など各種団体関係機関の代表の皆さんによりまして、ワーキング部会を延べ３５回開催をしていただきました。そして、食べる、動く、タバコの３つの分野と健康管理におけます現状値と目標値などを設定していただいたのとりまとめをしていただきました。これをうけまして２月１２日の第３回目の健康づくり推進協議会におきましてご審議いただきまして最終のとりまとめを会長に一任されたところであります。現在事務局においてそのとりまとめの作業を行っておりますが、３月議会開会中の当委員会におきましてその概要の報告をさせていただく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

議長 健康づくり推進委員のメンバーとして先日１２日その委員会の中

で、公共施設のタバコの自販機の撤去を推進委員から申し出があったというような意見があつて、課長はそういうことはありませんという答弁をしてもらっていたのですが、このことについて、そういう申し入れをたばこ組合にされているのかどうか、どういう流れでそうになっているのか委員会でも言ってもらえたらと思う。

町長 公共施設でタバコの自販機を置いている関係等については、好ましくない、不特定多数というか公民館にしてもいかるがホールでも中学生、あるいは高校生が来られるということをおっしゃいますし、そういうことを考えますと早い時期にたばこ組合の方に自販機の関係等については撤収していただくということで、あらかじめ期限を持ちながら3月31日までということに対応をしている状況です。

議長 自販機があるから未成年者がタバコを吸うということになったら、斑鳩町内に自販機が置いてありますし、それらも協力してもらわないといけないことになりまして、私はもうちょっと単純に考えているのです。やはり公共施設で愛煙家もたくさんおられる中で利便性を図るために自販機を設置してあるんだと、そのように考えています。だからその方向がなぜ今そのようにされるのか疑問に思っているのです。公共施設の中でタバコを絶対吸ったらいかんというならそういう話も出てくると思いますが、公共施設で自販機があるということは愛煙家にとって便利であると、だからあの場所を提供している。また提供するることによって幾分かの設置費用も入ってきているのだと思う。健康づくりの推進委員会でも自販機の撤去まで議論はしていないと思います。そのことでされたというのなら疑問があります。たばこ組合の方から撤収するというような返事は来ているのですか。

総務部長 本庁と公民館には町が、いかるがホールについては財団の方からタバコの業者と契約を結ばせていただいております。本庁の関係についてはたばこ組合と話し合いする中で異論はありましたが、最終的

には町の方針を納得していただいで撤去していただくことになりました。いかるがホールにつきましては財団の方から設置されている業者に話をして了解をいただいでおります。

委員長 次に、（６）戸籍総合システムの始動についての報告を求めます。

住民課長 この２月１日に総務大臣の指定を受けまして、２月３日に戸籍総合システムの始動式を開催させていただきました。現在機器の操作研修も終了いたしましてスムーズに稼動しておるところでございます。戸籍届書の戸籍記載の日数が今まで１週間ほどかかっておりましたが、短縮されまして３日ほどで出きるようになっております。また現在戸籍謄・抄本等も今まででしたら戸籍簿から紙を出しまして認証しておりましたが、それがコンピュータにより検索いたしましてすぐプリントすることができますので、住民の皆さんの待ち時間が非常に短縮されております。

今後の予定ですが、今までの紙戸籍が平成改製原戸籍ということで８年間保存しているのですが、その分マイクロ化を行いまして、コンピュータの方へ入れまして、その紙戸籍の平成改製原戸籍も検索できるような形にしていきます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（７）ISO14001認証取得の取り組み状況についての報告を求めます。

環境対策課長 この件につきましては、昨年９月議会における当委員会で報告させていただきました以後のISO14001の認証取得の取り組み状況について報告させていただきます。

平成13年12月議会におきまして、補正予算を計上させていただいてから本格的に構築を進めてまいりましたが環境マネジメントシステムであります。昨年9月27日に斑鳩町環境マネジメントマニュアルを策定し、全職員に対しまして運用、研修を実施し、同年10月1日より環境マネジメントシステムによる運用を開始したところでございます。ISO企画では環境マネジメントシステムにより管理する対象を特定し、その特定した業務については環境に有益な影響を与える業務につきましてはさらに伸ばしていく目標を、環境に有害な影響を与えるまた可能性のある業務につきましては環境負荷を制限させていく目標を掲げるよう定められております。それに基づきまして一定の基準を定め調査した結果、庁舎施設の管理運営に伴いますものが26項目、事務事業に伴いますものが59項目、著しく環境に影響を与えるものとし、環境マネジメントシステムによる管理対象業務としてそれぞれ環境目標を定め改善活動を行っているところであります。

一方認証取得についてであります。認証取得とは構築した環境マネジメントシステムがISOの国際規格に適合しているか否かを外部の審査登録機関が審査し認証登録する制度のことではありますが、書類上ISO企画の要求事項が満たされているかを確認される書類審査、構築した環境マネジメントシステムが本審査を実施できるレベルになるかを確認される初動審査、構築した環境マネジメントシステムが有効に機能しているかを確認される本審査の3段階の審査が行われます。当町におきましては11月に書類審査を、12月24、25日に初動審査を、そして本年1月29、30日に本審査をそれぞれ受審し、それぞれ若干の指摘事項があったものの、当町が構築した環境マネジメントシステムはISO企画に適合、有効に機能しており、判定委員会に推薦するという審査員の評定をうけております。特に1月29、30日におきまして本審査が行われましては、その席上に議長にも審査員から質問をされ、議長から職員研修の際、議員も一緒に受講したというお話に対しまして審査員から議会の対応に感銘を受けたという評価もいただいておりますのでご報告させていただきます。

なお、現在は判定委員会の判定を待っているところでございますが、2月26日に審査登録機関におきまして判定委員会が実施され、当町の環境マネジメントシステムはISO企画に適合していると判断された場合、その日のうちに認証登録されることになっておりますので、結果につきましては2月27日から始まります定例議会の中でご報告できるものと考えております。

何れにいたしましても、今後もISO基本理念であります継続的改善を図るため努力してまいりますので、議会におかれましてもエコいかるが運動などにご協力くださいますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

木田委員 今年インフルエンザが猛威を振るっているという報道がされておりますが、斑鳩町の学校等で学級閉鎖などがあるのかないか。それと、予防注射を実施された中でインフルエンザの患者が出ておられるのかどうか。今度のウィルスと予防注射の件について上手く合致していたのかどうか、斑鳩町ではどのような発生状況になっているかということについてお尋ねしたいと思います。

健康推進課長 小学校では南中と斑鳩小学校で学級閉鎖がありました。予防接種につきましては2000人弱が1月末現在で受けておられます。現在の予防注射のウィルスの効能の件ですが、製造の担当の方からの情報と

いたしましては効果があるという答弁をさせていただいた経緯もございます。予防接種をされた方がインフルエンザにかかっておられるのかどうかということにつきましては今現在情報を得ておりませんので、ご了承願いたいと思います。

木田委員 南中と斑鳩小学校で学級閉鎖があったということですが、それは1クラスだけですか。

健康推進
課長 1クラスだけということです。

木田委員 そしたらある程度終息状態になってきているのか、まだまだインフルエンザは増えるような状況であるのか。

住民生活
部長 町内全域ということで医療機関に問い合わせをして確認しているわけではございませんが、私どもの方で所管しております三室休日診療所の方で対応しておりますことで、結果を踏まえてお答えさせていただきます。患者数につきましても1月、2月に入りまして徐々に減少傾向にあります。ということはこの2月頃をもってインフルエンザの流行につきましても終息状態になってきていると推測しております。

委員長 以前から私の方からお尋ねしました4月から始まる障害者の方の支援費制度につきまして、前回お聞きした中では申請の状況はあまり進んでいないようだったのですが、その後大分直前に迫ってきておりますので、申請の状況、障害者の皆さんへの周知徹底などがどの程度できているのかということが気になっておりますので、申請の状況を教えていただきたいということと、福祉に関しまして高齢者の関係につきましては介護保険が始まったときに措置から契約という形の中では介護保険につきましては条例化もされまして、いろいろ進めてきていただいているわけですが、今障害者に関しまして町の例規集を見ます

と規則・要綱というものがここに定められているわけですが、4月からはこれらに関しましては扱いはどのようにされようとしておられるのか。障害者の施策についても条例化という考え方があるのか、または規則という形でいくのか。規則でいくというのであれば、この件について4月から始まる制度について委員会でどのような対応をしていただけなのか。そのことについて確認をしておきたいと思います。

福祉課長 1点目の申請状況であります。今現在で65名であります。その内訳でございますが、居宅介護が25名、短期入所が12名、デイサービスにつきましては3名、グループホームにつきましては7名ということです。施設につきましては申請40ですが、現入所者数につきましては36名であります。トータル87のサービスの利用を申請されております。

植村福祉課長補佐 障害者のサービスの措置にかかることではあります。基本的に支援費制度につきましては、法律、政令・省令に基づいて実施してまいります。その中で条例を定めなければならないというわけではありませんが、必ず市町村長が定めなければならないものとしたしまして、支援費の基準、これは障害者の方に対するサービスの でございます。介護保険で言いますと介護報酬に当たる部分です。この支援費の基準と利用者が負担する基準、これが法律では市町村長が定めるということになっております。これにつきましては市町村長が定めるにいたしましても厚生労働大臣が定める基準がまず出ないとそれが定めることができないことになっておりまして、その大臣の基準が現在案を示されておりますけれども、正式な告示を待っている状況であります。国の説明によりますと恐らく2月中には告示したいということではあります。現在の所は告示されておられません。この基準に基づきまして町長がその基準を町として定めるということではございますが、これにつきましては条例ではなく、規則または要綱でかまわないということ聞いておりますので、現在町の要綱を作るということを進めておりま

す。

それ以外に現行にあります身体障害者の福祉の措置に関する規則と
いうのがありますけれども、そこには身体障害者手帳や補装具などの
ことが書かれておりまして、支援費制度以外のことも書いてあります
ので、それはそのまま残しますが、その中の厚生援護施設の措置につ
きましては支援費制度に移りますことからこの部分について改正が必
要なものと考えております。それ以外に支援費制度にかからないやむ
を得ない措置というのがございますので、そのやむを得ない措置の例
につきましては、身体障害者につきましては現行の規則の改正でも
可能であるのですが、新たに知的障害者の措置が4月から市町村とい
うことになってきますので、その部分を新たに作らなければなりません。
ですから方法はまだ検討中ではありますが、身体障害者と知的障害
者合わせて措置だけの規則なり要綱を作ればいいのかと考えて
いるところでありますが、そのやむを得ない措置の具体的な運用につ
きましても国から何れ示すと聞いているものの、現在の所全くこの
部分について示されていないという状況ですので、手続き等につきま
しては高齢福祉等を参考にしながら作成できるとしても実際に措置を
した場合にどれだけの費用を事業者を支払うのか、利用料をどれだけ
取るのかというところが未だ国から示されていない状況ですので、ま
だ具体的な形で規則なり要綱をつかめるという状況に至っていないと
いうのが現状でございます。

委員長

4月から始まる制度の開始に向けまして、3月議会が行われる中で
私たちの方に示してもらえるのかということについても、非常に心配
なところなんです、今まだ示されていない状況の中で議会の委員会
の方にもそういう報告というのは、開会中の委員会にしていだける
可能性はどういうものでしょうか。

植村福祉
課長補佐

少なくとも支援費の利用するための基準というのは、町長が定めて
明確に示さなければならないことですから、厚生労働省の告示が終わ

りましたらすぐに手続きを踏んでいきたいと思ひます。ですから2月に告示すると聞いておりますので、次回の委員会に支援費の基準がこういう形になるということを委員会にお知らせすることはできると思っております。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。
 以上、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。
 なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

 (異議なし)

委員長 ありがとうございます。
 それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって閉会いたします。(午前11時37分)